

令和4年度 福島県立只見高等学校

新型コロナウイルス感染症対応選抜 第2日程募集要項

1 募集定員

全日制の課程普通科募集定員40名から、前期選抜及び後期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」及び「福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

3 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格とされた者、及び新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者とする。

4 出願期間

令和4年3月24日(木)とする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

5 出願手続き及び提出書類

次の(1)～(5)の書類を3月24日(木)までに中学校長を通して、本校校長へ提出する。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」[様式特例4号]を交付する。

(1) 入学願書[様式特例3号の1]

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写し[様式統一1号の3又は統一2号の3又は統一3号の3]を入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

(2) インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願[様式共通14号]

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

(3) 調査書(「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」において指定する様式)[様式共通1号]

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票[様式特例4号]

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科・コースを記入する。

(5) 入学検定料納付済証明書用紙[様式特例3号の2]

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

6 自己申告書の提出

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「第2前期選抜」の「1 出願 9 自己申告書の提出」(4ページ参照)に定めるところによる。ただし、提出期間は、令和4年3月24日(木)午前9時から午後4時までとする。

7 学区外からの出願

(1) 「福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による出願は次のとおりとする。

① 県内からの出願の場合

上記5に示した出願書類のほかに、本校へ通学できる範囲内の町村(学区内)に居住し、保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)の「住民票の写し」を提出する。

② 県外からの出願の場合

上記5に示した出願書類のほかに、他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類[様式共通2号]及び身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

(2) 保護者の転勤等に伴う一家転住等により、学区を越えて出願する者については、本校へ問い合わせる。

8 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接及び小論文の結果を併せて資料として、総合的に判定して選抜を行う。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語を含む）とし、100点満点とする。

(3) 小論文

小論文を実施する。課題文を読み、設問に答えるとともに、500字程度で自分の意見を論じるものとし、100点満点とする。

(4) 選抜資料の満点

全体の満点は、390点とする。

9 小論文・面接の日時及び会場

(1) 日 時 令和4年3月25日（金）

① 受 付 午前 8時15分～午前 8時30分

② 小論文 午前 9時00分～午前10時00分

③ 面 接 午前10時15分～

(2) 会 場 福島県立只見高等学校

(3) 持 参 物 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票、筆記用具、上履き

10 合格者発表

(1) 令和4年3月28日（月）午後3時以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書[様式特例2号]を交付するので、合格者発表当日は受験票を持参の上、午後4時までには受付を済ませる。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。